

# 相談室だより 6月号

(No. 144号)

平成21年6月1日発行

## 熊取療育園 木目言談室

大阪府泉南郡熊取町朝代東4丁目22-12

TEL: 072-453-5917

FAX: 072-452-9151

e-mail: kumatori\_room@tea.ocn.ne.jp

# 障害基礎年金②

先月号に引き続き、障害基礎年金について紹介していきます。

## ◎ 年金額について

| 等級 | 年金額 (年間) |
|----|----------|
| 1級 | 990,100円 |
| 2級 | 792,100円 |

障害基礎年金によって支給される金額は、上の表のとおりです。

よく、療育手帳の更新のときに、「判定が変われば年金も変わるの？」と心配される方がいますが、障害基礎年金の等級と療育手帳の判定とは直接関係ありません。それぞれの判断基準によって決められます。

収入によっては受給できる金額が変わります。年間の収入が3,604,000円を超える場合は半額カット、4,621,000円を超える収入があれば、障害基礎年金は受給できません。毎年7月に収入の状況を届ける手続きがあるのは、この確認をするためです。

## ◎ 子どもの加算

障害基礎年金を受給できるようになった時点で、年金を受給するご本人に子どもがいる場合は、年金額が加算されます。こ

で言う子どもとは、18歳になる年度末までの子、または障害の状態にある20歳未満の子となります。加算額は下記のとおりです。

| 加算対象の子ども  | 加算額 (年間)       |
|-----------|----------------|
| ひとり目・ふたり目 | 一人あたり 227,900円 |
| 三人目以降     | 一人あたり 75,900円  |

## ◎ 権利擁護について

障害基礎年金を受給することで、障害のある人ご本人の生活がより安定し、豊かになることが当然なのですが、一方でその年金を狙ったトラブルに巻き込まれる可能性もあります。「友人に、毎回のようにおごらされる」「セールスや詐欺にだまされた」とか、時には「家族や親族に使い込まれた」という例もあります。どんなトラブルがあるのかを知ることによって気をつけることもでき、トラブルの予防になります。

しかし、知的障害ゆえに判断が難しいこともたくさんあります。気をつけていても被害にあってしまう、ということのないように、日常生活支援事業や成年後見制度の利用も、積極的に検討してみましょう。



過ぎやすい季節はあっという間に過ぎていきま  
すね。これからやってくる暑さに負けない体力と気力  
を、はて、どうやって養おうかしら…？ （見学）